

弁護士山下江の 実務に役立つ 企業法務の基礎

第22回

独占禁止法について(2)

不正な取引方法

不正な取引方法は、私的独占、不当な取引制限(談合等)と並んで独禁法で禁止される3本柱の一つです。

自由で公正な競争を確保するため、次のような行為が禁止されています。「不正な取引方法」の主要な類型について、以下述べていきます。

取引拒絶

事業者が、ある特定の事業者に対して、正当な理由がないのに取引を停止したり、注文数量に応じなかったり、その他取引の内容を制限することを「取引拒絶」(ボイコット)といいます。

例えば、小売業者が共同し

て、メーカーに対して、安売りをしている特定の小売業者に商品を提供しないように要請することです。あるいは、競争者市場から排除するための手段として取引を拒絶することです。

差別対価・差別的取扱い

地域や取引先によって、著しく異なる価格で取引をすることを「差別対価」、価格以外の取引条件で著しく有利又は不利に扱うことを「差別的取扱い」と言います。

例えば、有力な事業者が、競争者を排除するために、その競争者と競合する販売地域に限ってダンピングを行ったり、競争者の取引先に対してのみ廉売を行うなどして、競争者の参入を妨げたり市場から排除したりする行為を言います。

不当廉売

正当な理由がないのに、商品の仕入価格以下で販売するなど、供給に要する費用を著しく下回る価格で継続して販売する

ことにより、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれのある行為を「不当廉売」と言います。

例えば、多種類の商品を扱っている大規模小売業者が客寄せのために「目玉商品」として、特定の商品を破格の値段で販売する場合があります。店に来たお客が他の商品も買うので、その店全体としては利益が出ますが、安売りとされた商品だけを扱っている周辺の小売業者は、太刀打ちができません。大規模小売業者がこうした行為を継続して行う場合は不当廉売に該当する可能性があります。

ぎまんの顧客誘引

商品の内容や取引条件について、実際のものや競争者のものよりも、著しく優良である、又は有利であると顧客に誤認させることにより、顧客を獲得しようとする行為を「ぎまんの顧客誘引」と言います。

誇大広告や虚偽表示がその典型例ですが、詳しくは「景品表示法」により規制されています。

す。

不当な利益による顧客誘引

正常な商慣習に照らして不当な利益を提供することにより、顧客を獲得しようとする行為を「不当な利益による顧客誘引」と言います。

典型例が過大な景品付き販売ですが、詳しくは「景品表示法」により規制されています。

抱き合わせ販売等

ある商品やサービスを販売するに際し、他の商品やサービスを一緒に購入させる行為を「抱き合わせ販売」と言います。商品と商品を抱き合わせる場合の他、商品とサービスを抱き合わせる場合も含まれます。

「抱き合わせ販売」としてかつて問題となった事例としてはソフト製作会社が、パソコン製造販売業者に対して、表計算ソフトをパソコンに搭載して出荷する権利を許諾する際に、ワープロソフトを併せて搭載させることにしたものがあります。

山下江法律事務所
Yamashita Ko Law Office 広島弁護士会所属

山下江 検索 企業法務専門サイトあります
http://www.hiroshima-kigyo.com
相談予約専用フリーダイヤル
0120-7834-09
予約受付:平日9時~20時、土曜10時~17時
〒730-0012 広島市中区上八丁堀4番27号7階
TEL 0570-008450 FAX 0570-008455 **中四国最大・弁護士20名**

機動力と総合力で企業トラブルを解決します

山下江法律事務所主催 企業法務セミナー
第4回「民事介入暴力への対応」講師:弁護士 柴橋 修
暴力団をはじめとする組織だった不法勢力から、社会通念上、度を超えた請求をされるなどのトラブルが発生した場合、一般市民はどのように対応すればよいのか。どのような対策が取れるのか。安全、安心な生活や経済取引のために心強い知識をお伝えします。
日時:平成24年1月26日(木) 18:30~ 会場:広島バジフィックホテル
受講料:5,000円(顧問会社様は無料)
特典:ご参加いただきました方は、1ヶ月以内に1時間の無料相談ができます。
詳しくは当事務所HP「お知らせ」企業法務セミナー情報をご覧ください。

◆相談料:30分 5,000円 ◆借金、離婚、相続、交通事故なども扱っています ◆借金無料相談会、交通事故無料相談会実施中!